## 林地荒廃防止事業に係る箱山第1号古墳 出土鉄器保存処理等業務委託特記仕様書

(目的)

第1条 本特記仕様書は、公益財団法人広島県教育事業団(甲)が、業務受託者(乙)に委託する、林地荒廃防止事業に係る箱山第1号古墳出土鉄器保存処理等業務に関して規定したものである。

(作業基準)

第2条 本業務は、本特記仕様書に基づき実施するものとする。

(業務内容)

- 第3条 本業務の内容は次のとおりとする。
- (1)業務名

林地荒廃防止事業に係る箱山第1号古墳出土鉄器保存処理等業務(業務内容等は別紙1,遺跡概要は別紙2のとおり)

(2)業務場所乙の作業所

(3)履行期間

契約の日から令和3年3月19日まで

(ただし、遺物の記述や実測図等及び写真については、令和2年8月 28日までとする。)

(出土遺物の移送)

第4条 本業務により処理する出土遺物の移送については、乙が行うものとし、これに要する費用は乙が負担するものとする。

(業務実施計画)

第5条 乙は、本特記仕様書に基づき、作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について業務実施計画書を作成し、甲に提出して承認を得るものとする。また、本業務履行期間中においては、業務実施計画書に基づき中間報告を行うこと。

(履行期間中の資料等の保管)

- 第6条 本業務の実施により収集・作成された資料(写真・図面及びその他の 記録物)については、本業務履行期間中は、乙の責任において適切に管理・ 保管しなければならない。
- 2 本業務の実施により収集・作成された資料(写真・図面及びその他の記録物)については、許可なく他に利用してはならない。

(成果品)

- 第7条 乙は,本業務を完了したときは,別紙1に示した成果品を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、乙から提出された成果品を検査し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定の検査に合格しないときは、直ちに修正して甲の検査 を受けなければならない。
- 4 成果品の提出・修正に要する経費は、乙が負担するものとする。

(業務委託料の支払い)

- 第8条 業務委託料の支払いは、本業務完了後の一括払いとする。
- 2 乙は、前条第2項の検査に最終的に合格したときに、業務委託料の支払 いを請求することができる。

(本業務完了後の資料等の取扱い)

- 第9条 乙が、本業務の実施により収集・作成した資料(成果品を含む写真・ 図面及びその他の記録物)の所有権及び著作権は、本業務完了後はすべて甲 に帰属するものとする。
- 2 乙が、本業務の実施により収集・作成した資料(成果品を含む写真・図面 及びその他の記録物)は、本業務完了後においても、甲の許可なく無断で公 表し、また第三者に貸与及び使用させてはならないものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第10条 本業務に係る重要な指示等及び協議は、書面により行うものとする。 ただし、業務場所における詳細な指示等及び緊急やむを得ない事情がある 場合は、口頭で行うことができるものとする。

(疑義の解決)

第11条 本特記仕様書に疑義が生じた場合は,甲及び乙の協議のうえ決定する ものとする。